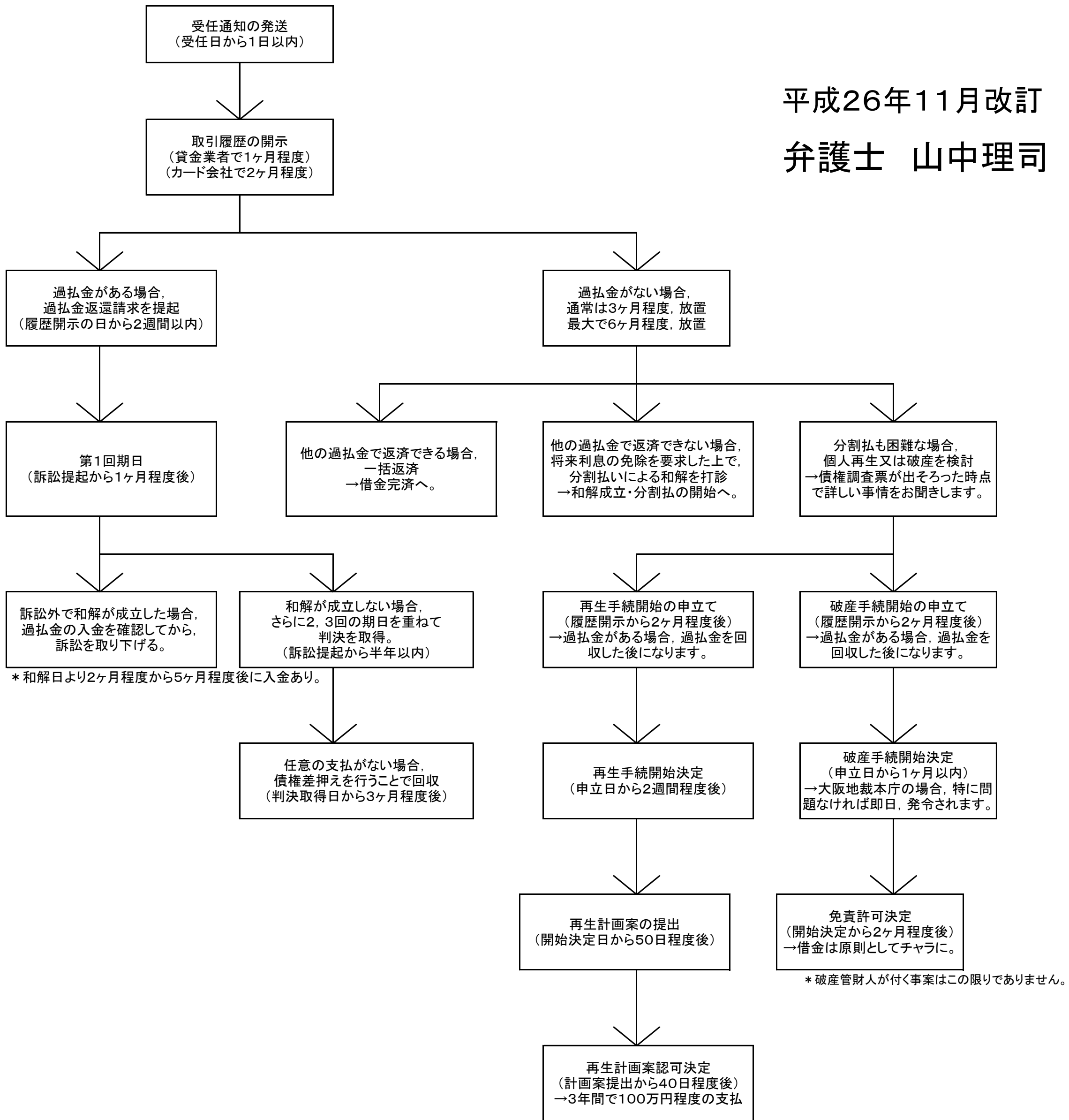


債務整理のフローチャート

平成26年11月改訂
 弁護士 山中理司



○受任通知を発送する時点の注意点

- * 1 受任通知を発送した時点で従前の借金の返済を原則としてすべて停止してください。
- * 2 税金、年金の他、家賃等の生活費は従前通り支払って下さい。自己破産の予定がない場合、住宅ローンについても同様です。
- * 3 新たな借入の他、債務整理の対象となるカード(電話代等のカード払いを含む。)を利用した買い物は絶対に止めて下さい。
- * 4 借金のある金融機関の口座を給与振込口座としている場合、給料日より前に給与振込口座を変更してもらって下さい。あわせて、電話・電気・ガス・水道代の引落口座についても、コンビニ払いにするか、借金のある金融機関以外の口座にして下さい。
- * 5 借入時の住所と旧住所が異なる場合、貸金業者による本人確認の必要が生じますから、旧住所を受任弁護士にお知らせ下さい。
- * 6 カード類をはさみで二つに切った上で貸金業者に返却しますから、カード類を持ってきて下さい。
- * 7 カード会社等に対して銀行引落としによる支払をしていた場合、追加の支払が発生しないよう、銀行口座の残高をなるべく空にしておいて下さい。あわせて、借金のある金融機関の口座についても、追加の支払が発生しないよう、なるべく空にしておいて下さい。
- * 8 ローンで購入した自動車等についてローンが残っている場合、返却する必要が生じますから、必ず手元に置いておいて下さい。
- * 9 財産の隠匿を疑われるような行為は一切、止めて下さい。特に、自己破産又は個人再生の場合、説明義務の履行を強く求められます。
- * 10 債務整理を開始した後、連帯保証人に対する借金の請求がありますから、知人が連帯保証人の場合、事前連絡しておいた方が無難です。
- * 11 年利18%を超えた取引がある場合、**JCBなり三菱UFJニコスなりのカード会社であっても、過払金が発生することがあります。**よって、過去10年以内の完済業者も含めてすべての債権者を申告して下さい。